

特別利用契約約款

株式会社 CATV 富士五湖

C A T V富士五湖特別利用契約約款

株式会社C A T V富士五湖（以下「当社」という）と当社が行う放送衛星及び通信衛星経由による番組の特別利用サービスを受ける者（以下「利用者」という）との間に結ばれる特別利用契約（以下「本契約」という）は以下の条項によるものとします。

第1条（サービスの提供）

当社は利用者に対し次のサービスを提供します。

- （1）通信衛星（C S）経由による番組を当社の自主放送とし、当社の有線テレビジョン放送施設により利用者に送信します。
- （2）放送衛星（B S）経由による番組について、利用者に送信する。ただし、受信料はNHK又は、日本衛星放送株式会社（WOWOW）と利用者との契約とします。

第2条（契約の単位）

本契約の視聴単位は、当社が所有または管理する端末機（セットトップボックス）毎とし、当社のテレビ加入契約（以下「加入契約」といいます）の締結を基本条件とします。

2. 不特定多数の者の用に供する場所及び入場料を徴収する場所は、本契約が出来ないものとします。
3. ホテル・病院・福祉・レジャー施設等の法人業務施設に本サービスの全部または一部を再送信する場合には別途業務契約を行うものとします。当社に無断で本サービスを再送信した場合は、当社は利用者、その損害の賠償を求めることができます。

第3条（本契約の成立等）

本契約は、当社所定の手続きを終了後、当社及び利用者共に契約を承諾した時をもって成立するものとします。ただし、当社は利用申込書の提出があった場合でも、次の場合には承諾しないことがあります。

1. 利用申込者が本約款上要請される各種料金の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
2. その他利用申込者が、本約款に違反するおそれがあると認められる場合
3. 利用申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合

第4条（端末機の設置費及び料金等）

利用者は第1条に定めた当社のサービスを受けるにあたり、端末機は自ら設置を行う場合を除き、当社または当社が指定する業者が取り付けを了承するものとします。

2. 端末機の利用料並びに設置費用は別表1の当社の定める料金とします。
3. 当社が第1条に定める全てのサービスを、月のうち継続して14日以上行わなかった場合（チャンネルの全てが停止した場合）は、当該月分の利用料金は、前項の規定にかかわらず無料とします。
4. 社会経済情勢の変化に伴い、利用料金の改定をすることがあります。その場合には、改定の1ヶ月前までに利用者へ通知します。

第5条（セットトップボックス）

1. 利用者は当社が提供するデジタル放送を受信するために必要な機器であるセットトップボックスおよびリモートコントローラ等の付属品（以下「STB」という）を、当社より購入または別表1のレンタル料を支払うことで貸与を受けることができます。なお、付属のデジタル放送用ICカード（以下「BCASカード」という）およびCATV専用ICカード（以下「CCASカード」という）の取扱いについては、第19条の規定によるものとします。
2. 前項により利用者が当社より購入したSTBについては、STB設置工事完了日から12ヶ月間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合には、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、利用者がSTBを本来の用法に従って使用しなかったときは、この限りではありません。
3. 第1項により利用者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、利用者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、利用者は当社のSTB販売価格相当分を当社に支払うものとします。また当社が認める場合を除き、利用者はSTBの交換を請求できません。
4. 第1項により当社よりSTBの貸与を受ける利用者は、解約時に当社にSTBを返還するものとします。
5. 利用者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
6. 集合住宅の入居者で、第2条第1項に規定する本契約締結の基本条件を満たさない利用希望者については、特例として10,000円のSTB保証金を預かることにより利用を認めるものとします。

第6条（施設の設置および費用負担）

1. 当社は本施設のうち、放送センターから保安器の出力端子までの施設、（以下「当社施設」という）を所有しその設置に要する費用を負担します。
2. 利用者は本施設のうち、保安器の出力端子以降のすべての施設（以下「利用者施設」という）を所有し、その設置に要する費用を負担するものとします。ただし利用者は、設置の際の使用機器、工法等については当社の指定に従うものとします。
3. 利用者施設の設置工事を当社が行った場合には、利用者は当社にその工事に要する費用を支払うものとします。ただし、当該工事の保証期間は工事完了日より1年間とします。

第7条（料金の支払い方法）

1. 利用者は、別表1に定める設置費用について、当社が指定する期日までに、指定する方法により支払うものとします。
2. 利用者は、別表4に定める利用料の支払いを口座振替により、利用月の翌月の当社が指定する期日（金融機関の休日の場合には翌営業日）に支払うものとします。
3. 第5条第1項によりSTBを購入した場合、別表1に定めるCASカード管理費を1年分前納するものとし、次年度以降も同様とすることに同意するものとします。
4. 利用者は、前3項の料金について、当社の承諾を得た上で、第三者に支払わせることができるものとします。

第8条（サービス提供の停止による損害の賠償）

当社は次の場合のサービス提供の停止に基づく損害の賠償責任を負わないものとします。

1. 天災・事変
2. 放送衛星、通信衛星の降雨雪減衰を含む機能停止
3. その他当社の責めに帰することのできない事由

第9条（責任事項）

当社は当社施設を有線テレビジョン放送法施行規則に適合するよう維持管理し責任を負います。なお利用者は当社施設の維持管理の必要上、当社のサービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第10条（便宜の供与）

利用者は、当社または当社の指定する業者が本施設の検査、修復等を行うために、利用者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合はこれに便宜を供するものとします。

第11条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

利用者は、個人的または家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、及びかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第12条（故障）

1. 当社または当社の指定する業者は、利用者から提供するサービスに異常がある旨申し出があった場合はすみやかにこれを調査し、必要な措置を講じます。ただし、利用者のテレビ（以下「受信機」という）に起因する受信異常については、この限りではありません。
2. 利用者は、利用者施設の修復に要する費用の負担をするものとします。
3. 利用者は、利用者の故意または過失により当社施設に故障が生じた場合には、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第13条（一時中止及び再開）

本契約の一時中止とは、利用者が第1条の（1）のサービスを受けない旨を当社が承諾した場合をいい、再開とは利用者が第1条の（1）のサービスを改めて受ける旨を当社が承諾した場合をいいます。

2. 利用者は、当社のサービスの提供の一時中止をするとき、設置費用、利用料に残債務がある場合は事前に精算するものとします。なお、中止した日の属する月および再開する日の属する月の料金は、日割り計算による精算はいたしません。
3. 利用者が第1条の（1）のサービスを一時中止し、第1条（2）のサービスのみ継続を希望する場合、その利用料は第7条に定める方法により当社に支払うものとします。
4. 利用者が第1条のサービスをすべて中止する場合は、当社はサービスの停止をするとともに貸与機器がある場合は、これを撤去します。

第14条（設置場所の変更）

利用者は、次の場合に限り、STBの設置場所を変更できるものとします。

- 1) 変更先が同一建物内となる場合
 - 2) 変更先が当社の業務区域内であり、利用者の当社加入契約の設置場所変更に伴って行われる場合
2. 利用者は前項の変更に必要な費用を負担するものとします。

第15条（名義変更）

当社は次の場合には、利用者の名義変更を認めるものとします。

1. 同一世帯を構成する加入契約者からの相続または同一建物を使用する組織の代表者変更、合併、改称等、特に当社が認める場合にのみ、名義を継承できるものとします。
2. 前項の規定以外で、第5条第1項により利用者が購入したSTBについては譲渡ができるものとします。ただし、当該変更日までに残債務がある場合は利用者が精算するものとします。

3. 前項の規定により譲渡を行う場合は、貸与を受けたB-CASカードおよびC-CASカードは第19条の規定により速やかに返却するものとします。

第16条（利用申込書記載事項の変更）

1. 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、当社に申し出るものとします。申し出があった場合、当社はすみやかに変更された内容に基づいたサービスの提供を開始します。
2. 前項の外、利用者は、申込書に記載した住所、電話番号、料金支払い口座および名義人の変更がある場合には、当社が指定する届出書により申し出るものとします。
3. 利用者が前二項の規定により変更しようとする場合、当社は第3条の規定に準じて取り扱うものとします。

第17条（利用者による解約）

1. 利用者は、本契約を解約しようとする場合は、当社が指定する届出書により申し出るものとします。
2. 第1項による解約の場合、利用者は、第7条第1項、第2項による料金を、当該解約の日の属する月の分まで支払うものとし、日割り計算による精算はいたしません。
3. 第7条第3項に該当する料金については月割りとして当該解約の日の属する月以降については返金いたします。

第18条（最低利用期間）

本契約によるサービスの最低利用期間は、加入月を除く3ヶ月とします。最低利用期間内に解約を希望する場合は、不足分の利用料の実費請求といたします。

第19条（本契約の解除）

当社は、利用者が次の各項に該当する場合には、当社は利用者に催告の上、または利用者の都合により当社から利用者に対する催告が到達しない場合は通知催告なしに、本契約を停止もしくは解除することができるものとします。なお、解除の際、利用者は、当社が本契約の解除を催告した日の属する月までの利用料を含んだ未払いの料金（以下「未納料金」という）を支払う義務を負います。ただし、当該利用者が第5条第6項のSTB保証金を当社に預け入れている場合には、当社はそのSTB保証金をもって未納料金の一部または全額を相殺することができるものとします。

- 1) 利用者または第7条第4項の第三者が本契約に定める料金の支払い義務を怠った場合
- 2) その他この契約に違反したと認められる場合
- 3) 電力・電話の無電柱化等、当社、利用者のいずれの責にも帰することのできない事由により当社施設の変更を余儀なくされ、かつ当社施設の代替構築が困難な場合、当社は利用者にあらかじめ理由を説明した上で、本契約を解除できるものとします。
- 4) 前四項目により本契約を解除した場合に、利用者が別途支払ったNHKの衛星受信料、株式会社WOWOW加入料および視聴料等が払い戻されず加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何らの責任も負わないものとします。

第20条（B-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについて）

1. B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「CATV専用B-CASカード使用許諾契約約款定めるところによります。
2. C-CASカードを必要とするSTBを利用する利用者は、STBの購入、貸与の別にかかわらず、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、利用者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

3. C-CASカードは当社に帰属し、当社は利用者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、利用者が賠償するものとします。
4. 利用者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者はその損害分を当社に支払うものとします。

第21条（利用者個人情報の取扱い）

当社は、保有する利用者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、当社が指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「宣言書」という）およびこの約款の規定に基づいて適正に取扱います。

2. 当社の宣言書には、当社が保有する利用者個人情報に関し、利用目的、利用者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）が当社に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取扱いに関し必要な事項を定め、これを当社ホームページにおいて公表します。
3. 当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、利用者個人情報を取扱うとともに、保有する利用者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第22条（サービスの停止）

当社は、本契約のうちで第1条（1）の契約が極端に少ないと認めた場合は、その送信を停止することができるものとする。ただし、利用者には1ヶ月以上前に文書にてその旨を申し出るものとします。

第23条（定めなき事項）

この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社及び利用者は本契約の締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

【視聴料のお支払い】

- 1) 日本衛星放送株式会社（以下「WOWOW」という。）の視聴料は、WOWOWに口座振替にてお支払いいただきます。
- 2) その他のSTB利用料、チャンネル利用料は株式会社CATV富士五湖に口座振替によりお支払いいただきます。

山梨県富士吉田市中曽根4-10-26
株式会社CATV富士五湖
代表取締役 武川 以爾身

特別利用契約申込書

私は、株式会社CATV富士五湖の特別利用契約約款を承諾のうえ申し込みます。

申込日	平成	年	月	日
BS/CS放送 申込者	(フリガナ)			印
	(氏名)			
住所				
電話番号	— —			
生年月日	大・昭・平	年	月	日
CATV加入契約主契 約者名	(フリガナ)			
	(氏名)			
加入登録No.	※CATV記入欄			

1) セットトップボックス(STB)の利用形態

(選択) STBレンタル STB購入

2) 希望サービス

(選択) BSコース CSプラス

3) 個別有料契約 チャンネル名

4) アダルト番組視聴制御 制限する

※CATV利用情報欄

STB 本体 ID	
B-CASカード No.	
C-CASカード No.	

【ご案内】本契約の最低利用期間は第18条により3ヶ月と定められています。

割
印

別表 1 加入工事料金表および利用料金表

加入種別	加入工事金	利用料金/月	割増利用料	備 考
1. 一般契約	70,000円	2,000円		戸建住宅等の家屋
2. 集合A契約(1室)	30,000円	2,200円		アパート・マンション等の家主様一括契約 視聴料は家主様口座一括支払い
3. 集合B契約(1棟)	0円	2,500円		県・市営住宅等の公的集合住宅の団体契約 視聴料は口座一括支払い
4. 集合C契約(1棟)	70,000円	2,000円		ホテル・旅館・ビジネスホテル、病院、寮、一般 企業(会社)、各種施設並びに営業目的利用
割増加入料(1端子)	15,000円		2台目より 400円/台	
5. 集合D契約(1棟)	70,000円	2,000円		民宿等の季節営業を主とする宿泊施設
割増加入料(1端子)	15,000円		2台目より 200円/台	
6. 特種契約	70,000円	1,000円		別荘・自治会館等の施設 視聴料は年額一括前払い
7. 臨時契約	30,000円	2,500円		期間は6ヶ月以内となります。 視聴料は契約期間分の前納一括支払い
8. 各種工事代金および手数料				
1) 移設工事		20,000円	加入場所の変更、建替え等に伴う外線工事	
2) 増設工事		20,000円	加入場所でのテレビ1回線の増設工事(工事内容により変動あり)	
3) FM工事		15,000円	加入場所でのFM放送のための回線の増設工事	
4) インターネット工事		5,000円	ケーブルインターネット加入に伴う回線工事(基本配線仕様)	
5) 有線音楽工事		5,000円	有線音楽放送の加入に伴う回線工事(機器等は別途ご相談下さい)	
6) 仮移設工事		5,000円	加入場所の建替え・改築等に伴う一時的な移設工事	
7) 名義変更手数料		5,000円	CATVのテレビ視聴権を他の者に譲渡する場合の手数料	
8) 復活手数料		5,000円	休止措置を行っていた加入場所を再接続する場合の手数料	
9) 相互受入手数料		3,000円	CATV連盟加盟の施設との相互受入制度を利用する場合の手数料	
9. セットトップボックス(STB)				
	販売価格	20,000円	※別途CASカード管理費(月額 100円/台)が必要です。	
	レンタル	500円	※CASカード管理費を含む	
	録画レンタル	1,200円	※別途、取付費 3,000円がかかります	
10. 収納業務手数料	300円/1回	※振替え不能及び集金を希望する場合		

- 【注意事項】 1) 上記金額には消費税等が含まれておりません。
2) WOWOWの有料放送サービス料金、NHK受信料は含まれておりません。

別表 2 加入者が行う請求の種類とその料金

請求の種類	手数料
開示・訂正・利用停止・消去等	1件につき300円(税別)(郵送を希望される場合、別途郵送料が必要です。)

別表 3 加入者個人情報の種類とその保存期間

個人情報の種類	保存期間
氏名、住所、電話番号、口座番号及び名義人 サービス区分、お客様番号、課金情報	解約届出書を受領し工事金、利用料などが清算完了後、遅滞なく消去します。 ※解約届出書類は5年間の保管後に完全消去となります。
請求金額及び引き落とし情報	工事金、利用料の清算が完了した場合、会社の該当する期の決算後消去

別表 4 各種プラン及び有料チャンネル利用料金一覧

種 別	利用料金/月	備 考
BSコース	無料	STB設置により視聴可能なサービス
CSプラスコース	1,500円	STB設置により視聴可能なオプションサービス

【デジタル放送チャンネル】

種 別	利用料金/月	備 考
スターチャンネル	2,300円	STB設置により視聴可能なオプションサービス BS3チャンネルセット
フジテレビ NEXT	1,000円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
衛星劇場	2,000円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
東映チャンネル	1,500円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
J-sports 4	1,400円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
グリーンチャンネル グリーンチャンネル 2	1,200円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル 2チャンネルセット名称「グリーンチャンネル」
SPEEDチャンネル	900円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル
レインボーチャンネル ミッドナイトブルー パラダイステレビ	3,000円	STB設置により視聴可能なオプションサービス 3チャンネルセット名称「ゴールデンアダルトセット」
プレイボーイチャンネル レッドチェリー	3,000円	STB設置により視聴可能なオプションチャンネル 2チャンネルセット名称「ちえりーぼーいセット」

※上記金額には消費税等が含まれておりません。

CATV専用 B-CASカード使用許諾契約約款 (KB0008F)

お客様が使用するケーブルテレビ用のセットトップボックス等(以下「CATV 用受信機器」といいます)には、デジタル放送を受信するためのICカード(CATV 専用B-CAS カード) (以下「カード」といいます)が添付されています。このカードは、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ(B-CAS社) (以下「当社」といいます)が一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「JCTA」といいます)と契約し、JCTAを経由してご加入のケーブルテレビ局(以下「CATV 会社」といいます)に配布しているものです。

当社は、このカードを、この約款の契約(CATV 専用B-CASカード使用許諾契約)に基づいてお客様に貸与します。お客様がCATV 会社の用意する書面においてこの約款に同意すると、当社との間に契約が成立しますので、事前にこの約款を必ずお読みください。

第1条(カードの使用目的)

このカードには、CATV用受信機器を制御する集積回路(IC)が内蔵されており、ご加入のCATV 会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器において、ご加入のCATV会社が行う地上デジタルテレビジョン放送、BSデジタル放送および110度CSデジタル放送の再送信、ならびに著作権保護に対応した自主放送(以下まとめて「放送サービス」といいます)を受信する目的で使用されます。

第2条(カードの所有権と使用許諾)

このカードの所有権は、当社に帰属します。

2. この契約に基づき、お客様およびお客様と同一世帯の方がこのカードを使用出来ます。

第3条(カードの管理)

お客様は、このカードをCATV用受信機器に常時装着した状態で使用・保管し、カードが紛失、盗難、故障および破損することのないように十分注意してください。

第4条(カードの故障交換等)

カードが原因と思われる受信障害が発生した場合は、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は、カードの故障による受信障害の場合はそのカードを交換いたします。次の各号のいずれかに該当する場合は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただく有償交換、それ以外の場合は、無償での交換となります。

- ① カードの使用を開始してから、3年以上経過している場合。
 - ② カードの故障が、お客様の不適切な取り扱いに起因するものである場合。
2. 当社の故意または重大な過失があった場合を除き、カードの故意により、第1条の放送サービスが受信できないことによる損害が生じても、当社はその責任を負いません。

第5条(カードの破損、紛失、盗難等および再発行)

カードの破損、紛失または盗難等により、お客様がカードを使用できなくなった場合、ご加入のCATV会社に連絡してください。CATV会社は所定の手続きに基づいてカードの再発行を行います。この場合、お客様は、別表に定めるカード再発行費用をお支払いいただきます。

第6条(カードの交換依頼)

カードの不具合やシステム変更(バージョンアップ)等、当社の都合によりカード交換が必要となった場合、ご加入のCATV会社を通じてお客様に、カード交換をお願いすることがあります。

第7条(不要になったカードの処置等)

ケーブルテレビの加入契約解除等によりカードが不要となった場合は、ご加入のCATV会社にカードを返却してください。カードの返却があった場合、この契約は終了します。

第8条(禁止事項)

このカードを、第1条のカードの使用目的に反して、ご加入のCATV会社がカードの使用を認めたCATV用受信機器以外の受信機器に使用し、あるいはご加入のCATV会社が行う放送サービスの受信以外の目的に使用することはできません。

2. カードの複製、分解、改造、変造若しくは改ざん、またはカードの内部に記録されている情報の複製若しくは翻案等、カードの機能に影響を与え、またはカードに利用されている知的財産権の侵害に繋がる恐れのある行為を行うことはできません。

3. カードを日本国外に輸出または持ち出すことはできません。

第9条(損害賠償)

お客様が第8条に違反する行為を行い当社に損害を与えた場合、当社は、お客様に対し損害の賠償を請求することがあります。

第10条(約款の変更)

この約款は変更することがあります。この約款の変更事項、または新しい約款については、当社のホームページ(<http://www.b-cas.co.jp>)に掲載します。

[別表]カード再発行費用

第4条第1項および第5条に規定するカード再発行費用2,050円(消費税込み)以下でCATV会社のためによる。

2. 前項のカード再発行費用は、ご加入のCATV会社へお支払いいただきます。

【各種お問合せ窓口】

株式会社CATV富士五湖 お客様窓口

TEL 0555-22-1714

FAX 0555-22-3590

URL <http://www.fgo.jp>

E-mail info@fgo.jp

【営業時間】 年中無休 8:30~19:00 (日曜祭日17:30まで)